

## 下刈作業委託特記仕様書

委託業務名	令和8年度森林研究所所内整備下刈作業委託
委託番号	第1号
履行場所	勝田郡勝央町植月中地内 森林研究所 所内森林等
履行期間	契約締結日～令和8年9月30日まで

### 第1 総則

- 1 この工事は、設計図書並びに岡山県土木工事共通仕様書及び森林土木専門工事共通仕様書によるほか本特記仕様書により施工しなければならない。土木工事共通仕様書または森林土木専門工事共通仕様書と重複する場合は本仕様書が優先し、明示の無い事項又は疑義を生じた事項については、監督員の指示又は承諾を得るものとする。

なお、土木工事共通仕様書、森林土木専門工事共通仕様書は次に掲載されている。

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/60/>

### 第2 下刈作業

- 1 現場着手に先立ち監督員の立会を求めなければならない。
- 2 請負者は、下刈作業に当たり、笹、雑草、灌木、つる類等植栽木の成育に支障となる地被物を地際から刈り払わなければならない。刈足高は概ね15cm以下とする。なお、現地の状況からこれにより難しい場合は監督員に協議し指示を受けること。

- 3 作業は、植生の繁茂状況を見極め、委託期間中の適期に行わなければならない。

なお、2回刈りを行う区域（区域図参照）については、1回目を7月3日までに、2回目は9月10日から30日に行わなければならない。

また、早期下刈区域（区域図参照）については7月3日までに、期間限定区域（区域図参照）については9月10日から30日に行わなければならない。

工程表の提出に当たり、上記第1項に基づく監督員の立会及び現場着手の時期について事前に監督員と協議すること。

- 4 請負者は、刈り払い物については、植栽木を覆わないよう、植栽木の列間に存置すること。
- 5 請負者は、下刈り作業中、植栽木を損傷しないよう注意し、特に植栽木の周囲の刈り払いには、植栽木の根元に下刈鎌、下刈機の刃部が向かないよう植栽木の外側の方向に刈り払わなければならない。なお、植栽木等（育成木、残存木）を損傷、誤伐する恐れが高い場合は、先ず植栽木等の周囲を刈り払い、その位置を確かめてからその他の部分の刈り払いを行わなければならない。
- 6 作業写真のうち着手前の写真は、前項の監督員の立会確認を受ける直前または直後に撮影したものとする。また、監督員の立会状況写真はこれとは別に撮影し、占有植生、植生被覆率が判別できるようなものとする。
- 7 機械刈を行う場合、振動障害発症の防止のため、使用時間を1日2時間以内とすること。
- 8 機械刈の1連続操作時間は、概ね30分以内とし、1連続操作の後5分以上の休止時間を設けること。また、他の業務との組合せにより振動業務に従事しない日を設けること。
- 9 植栽木（苗木等）への損傷が生じた場合は、監督員の確認及び指示を受け、同様の樹木を補植すること。
- 10 プラスチック測量杭を損傷させた場合は、同等のものを復元すること。

### 第3 その他

- 1 設計図書により、上記の各方法と異なる作業を指示している場合は、監督員に具体的方法について協議すること。
- 2 作業写真  
以下の事項に留意し、森林土木専門工事共通仕様書（森林土木工事写真撮影基準）により写真管理を行うこと。
  - (1) 作業箇所の全景  
作業前、作業後が対比できるように撮影すること。写真は数カ所から撮影してもよい。
  - (2) 林内  
代表的な箇所について作業ごとに作業前、作業中、作業後と同じ角度から対比できるように撮影すること。  
また、撮影時にはポール等を設置し寸法が確認できるようにすること。
  - (3) 撮影位置を示した図面を作成すること。
- 3 記載した事項のほか細部については、別途協議すること。

### 第4 報告及び備付け書類

- 1 作業前に、下記書類を速やかに提出しなければならない。
  - (1) 作業計画書
  - (2) 実施工程表
- 2 作業中には、毎月初め（毎月末の状況を翌月5日まで）に実施工程表を提出しなければならない。
- 3 請負者が備付けなければならない帳簿及び記載事項
  - (1) 作業日誌（天候、人夫就労状況、作業内容、県監督員の監督指示事項）
- 4 完成時には、次の書類を提出しなければならない。
  - (1) 完成届 (1部)
  - (2) 完成写真 (1部)
  - (3) 作業写真 (1部)  
作業前、植生被覆状況（下刈）、作業状況、作業後、撮影位置図
  - (4) 出来高調書 (1部)
    - ア 成果図
      - I 作成する平面図の縮尺は1/1,000～1/2,000を標準とし、概略地形図は、森林基本図（縮尺1/5,000）もしくは森林計画図（縮尺1/5,000）に位置を記載すること。
      - II 作成する平面図には、測点番号、測量基準点、方位、縮尺、整備面積等を記入すること。
    - イ 成果表
  - (5) 監督日誌 (1部)
  - (6) 工程表（最終） (1部)
  - (7) その他参考資料等 (1部)

※なお、作業写真等については必要に応じて略図等を加えた説明を記載すること。

また、様式は原則A4版とし、インデックス等により見出しを付けること。

## 令和8年度森林研究所所内整備下刈作業委託に係るスケジュール

### 【2回刈りを行う区域】

- ・1回目は7月3日（一週目金曜日）までに実施完了
- ・2回目は9月10日～30日（9月中旬以降）の間に実施

A-1 区域内 スギ203-103

E-1 区域内 ヒノキ120、130、131

### 【早期下刈区域】

- ・7月3日（一週目金曜日）までに実施完了

A-1 区域内 スギ203-104

B-1 区域内 ヒノキ132

D-4 区域内 ヒノキ127

### 【期間限定区域】

- ・9月10日～9月30日（9月中旬以降）の間に実施

A-1 区域内 抵抗性クロマツ

D-4 区域内 アカマツ展示林

D-6 区域内 アカマツ展示林

E-1 区域内 抵抗性アカマツ